

学事第1358-2号  
令和3年1月8日

各私立大学・短期大学設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕

緊急事態宣言に伴う私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年1月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言が、本県を含む1都3県に発出されたことを受け、県立学校においては、別添の県立学校宛て通知のとおり対応することを決定しました。

県内の私立学校においても感染者の報告が急増しており、より一層の感染症対策の徹底が必要な状況となっています。

つきましては、私立大学、私立短期大学におかれては、県立学校における対応を参考に、各学校の実情に応じて感染予防の徹底を改めてお願いいたします。

また、学生に対して不要不急の外出や会食の自粛についての注意喚起を行うよう重ねてお願いいたします。

【参考】別添通知

○県立学校宛て通知

令和3年1月7日付け教高指第1826号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について（通知）」

総務部学事課  
専修各種学校担当  
電話 048-830-2562